

武蔵北国街道ふくろう通り地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		武蔵北国街道ふくろう通りまちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市袋町及び尾張町2丁目の各一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約 1.6 ha
まちづくりの目標		<ol style="list-style-type: none"> 1 旧北国街道筋というまちの魅力を高め、人々が歩いて通りたくなるまちを目指す。 2 歴史的なものと現代的なものが混在する通りの魅力を内外に発信し、地域の人や訪れる人が楽しんで過ごせるまちを目指す。 3 中心市街地という立地のなかで、便利でしかも安全・安心なまちを目指す。
まちづくりの方針		上記目標に向け、調和の取れた美しい町並みを形成しながら、個々の店舗・住宅の外観を工夫することで、多様性の魅力をもったまちなみを作る。また、地域の店舗・住人が主体となって活動やイベントを行うことで、独自の地域コミュニティを形成する。
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（事務所を含む。） (2) 保育所、こども園及び幼稚園 (3) 工場（日用品、美術品若しくは工芸品を製作し、又はパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場であって、作業場の床面積（複合商業施設にあっては、各店舗の作業場の床面積）が50㎡以下のものを除く。） (4) 畜舎、葬儀場及びペット霊園 (5) ゴルフ練習場及びバッチング練習場 (6) 勝馬投票券発売所及び場外車券売場 (7) カラオケボックスその他これに類するもの (8) 倉庫業を営む倉庫であって倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条第7号に掲げる危険品倉庫に供するもの (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に接待をして客に飲食をさせる営業に限る。）及び第2号から第5号（低照度飲食店、区画席飲食店、まあじやん屋等及びゲームセンター等）までに掲げる営業の用に供するもの (11) 風営法第2条第5項（性風俗関連特殊営業）及び第13項（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>（建築物等）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の外壁の色は、茶・グレー等を基調とした落ち着いた色調とする。 (2) 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク等）は、設置位置や目隠しを工夫し、道路から直接見えないように配慮する。 <p>（広告物等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広告物等を設置する場合（変更する場合を含む。）は、事前に「袋町・博労町界隈まちづくり協議会」（以下「協議会」という。）と協議しなければならない。 2 広告物等は、自家広告又は土地若しくは建物の管理広告で、素材やデザインを工夫し、地域の街並みと調和したもので次に該当するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの (2) 電光表示装置でないもの (3) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から1m以内、かつ、下端は地盤面から2.5メートル以上のもの
	垣又は柵の構造の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生け垣、植栽、板塀、土塀及びこれらに類するもの又は透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石積等によるもので敷地地盤面から高さが1m以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽、板塀、土塀及びこれらに類するもの又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの 2 道路に面して駐車場を設置する場合は、乗り入れ以外の箇所に垣又は柵を設けるよう努める。

土地 利 用 等 の 制	新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更しようとする者を含む。）は、事前に協議会と協議しなければならない。
そ の 他	<p>1 当該地区が安全・安心に歩ける空間であるために、店主・住民等は次の事項に努める。</p> <p>(1) 自動車が行歩者への脅威とならないよう路上駐車の防止に取り組み、また、違法駐車 の抑制を呼びかけること。</p> <p>(2) 自転車を路上に放置しないよう、管理すること。</p> <p>(3) 通りに面する箇所については、緑化すること。</p> <p>(4) その他率先垂範して安全・安心なまちづくりに努めること。</p> <p>2 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良 好な近隣関係の醸成に努める。</p> <p>3 建築物を旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 3 項（簡易宿所営業）に掲げる 営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>4 建築物を住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項（住宅宿泊事業）に 掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p>

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、平成 18 年 5 月 22 日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成 29 年 3 月 30 日、平成 30 年 6 月 4 日及び平成 30 年 6 月 15 日に一部変更しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。